

京都市不動産評価委員会条例の一部を改正する条例（平成17年4月1日京都市条例第1号）（理財局財務部財産監理課）

京都市不動産評価委員会の運営の適正化を図るため、本市の職員を委員としないこととするとともに、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 委員の数の上限の変更

委員の数の上限を次のとおり変更します。

改正前	改正後
20人	10人

2 補欠の委員の任期の特例の廃止

補欠の委員の任期を前任者の残任期間とする特例を廃止することとします。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市不動産評価委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年4月1日

京都市長 榎本頼兼

京都市条例第1号

京都市不動産評価委員会条例の一部を改正する条例

京都市不動産評価委員会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「取得、売払または」を「取得し、売り払い、又は」に、「調査、審議」を「調査し、審議し、」に改める。

第2条第1項中「20人」を「10人」に改め、同条第2項中「市職員」を削り、「うちから」を「うちから、」に、「委嘱し、または任命する」を「委嘱する」に改める。

第3条の見出しを「(委員の任期)」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市不動産評価委員会条例第3条ただし書に規定する補欠委員である委員の任期については、なお従前の例による。ただし、市長は、当該委員の同意を得て、その任期を、当該任期の初日から2年を超えない範囲内において、更新することができる。

(理財局財務部財産監理課)